

# 規制の事前評価書

政策の名称	介護医療院の創設	担当部局名	老健局老人保健課	作成責任者名	課長 鈴木健彦	評価実施時期	平成29月2月
法令案等の名称・関連条項	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状及び問題点】  ○平成十八年の健康保険法等の一部を改正する法律により廃止することとされた介護療養型医療施設については、その廃止期限が平成三十年三月三十一日となっており、当該施設に入所しているが引き続き医療と介護の提供を受けるためには、これらを一体的に提供できる新たな介護保険施設を創設する必要がある。  ○高齢化の更なる進行により、高齢者の長期に渡る療養に対するニーズは今後ますます増加していくこととなるため、長期の療養生活を送るために必要な医療と介護を一体的に提供する新たな介護保健施設を創設する必要がある。</p> <p>【規制の目的、内容及び必要性】  ○今後の高齢者の長期にわたる療養に対するニーズに応えるべく、長期の療養を送るために必要な医療と介護を一体的に提供する介護医療院を介護保険法上に位置づけ、その開設を都道府県知事の許可制にし施設基準等の必要な規制を設ける。介護医療院は、現存する介護老人保健施設と同様に医療を提供する施設として医療法上位置づけるため、国民に対し適切な医療が提供できるようにするため、以下の規制を設ける必要である。  ①開設を都道府県知事の許可制とする  ②介護医療院は、医師又は都道府県知事の承認を受けたものに管理させなければならないこととする。  ③介護医療院は、療養室、診察室、処置室及び機能訓練室等を有しなければならないこととする。  ④介護医療院には、医師、看護師、介護支援専門員等を有しなければならないこととする。等</p>						
想定される代替案	介護老人保健施設において、提供できる医療の程度を高めることにより、今後更に高まる高齢者の長期にわたる療養に対するニーズに対応する。						
規制の費用	費用の要素	代替案の場合					
1 遵守費用	事業者が介護医療院を開設するにあたっては、都道府県知事の許可を得なければならない他、医師・看護師等を雇うための費用、必要な施設を有するため費用等が生じる。	現状の介護老人保健施設においては長期の療養を提供できる施設はないため、提供するための人員や設備等を整備するための費用が生じる。					
2 行政費用	許可を与える際の事務費用及び勧告等を行う際の行政費用が発生する。	代替案であっても、左記と同様の負担は生じることとなる。					
3 その他の社会的費用	その他社会的な費用は発生しないものと考えられる。	介護老人保健施設において提供できる医療の程度を高めた場合、本来そこまで医療を提供する必要の無い者まで介護老人保健施設に入所することになり、サービスの適切な選択が阻害されることとなるため、介護保険財政の圧迫につながる。					
規制の便益	便益の要素	代替案の場合					
	介護医療院を創設することにより、今後ますます増える長期の療養ニーズに対応できる。また、新たなサービスを作ることにより、介護保険制度の利用者が適切なサービスの選択を行うことができる。	代替案の場合であっても、今後の長期の療養ニーズに対応することは可能であるが、本来、介護老人保健施設は在宅復帰を目的とした施設であり、長期の療養とは異なるニーズを持っている利用者に対しサービスを提供しなければならなくなるため、改正案に比べ適切なサービスの提供が行われない懸念がある。					
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案を導入することにより、介護医療院を新たに始める事業者の費用や許可を与える都道府県の事務が増えるが、長期の療養ニーズに対応できるという便益に比べて費用負担は過大とは言えない。代替案を導入した場合、介護老人保健施設本来の目的である「在宅復帰」が失われ、既に介護老人保健施設を経営している者が混乱してしまう他、上記のとおり適切なサービスの提供が行われなくなり、ひいては介護保険財政の圧迫につながる懸念がある。これらのことから、改正案と代替案を比較すると、改正案の方が望ましいと考えられる。						
有識者の見解その他関連事項	療養病床の在り方等に関する議論の整理(平成28年12月20日 療養病床の在り方等に関する特別部会) 1. 基本的な方向性 ○ こうした基本的な方向性を実現していくためには、 ・ 介護療養病床の「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や、「看取り・ターミナル」等の機能を維持しつつ、 ・ その入院生活が長期にわたり、実質的に生活の場になっている実態を踏まえて、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな施設類型を創設すべきである。						
レビューを行う時期又は条件	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案の附則において、施行後5年を目途として、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けている。						